

# 第4回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第4回定例会 平成29年7月28日

開会 2時 閉会 3時29分

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 依田繁二
	1 山崎正勝	14 依田隆喜
	3 小川高史	15 小林健治
	5 小山睦夫	16 青木二巳
	6 片十郎	17 小林勝元
	7 成山喜枝	18 清水洋
	10 柳澤多久夫	推進 花岡幹夫
	11 荒木稔幸	推進 荻原薫
	12 渡邊幹夫	推進 佐藤富士夫
	13 小山肇治	推進 竹内芳男
		推進 渡邊重昭

欠席委員	2 白倉令子	8 齊藤敏彦
------	--------	--------

議事録署名委員	10 柳澤多久夫	11 荒木稔幸
---------	----------	---------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局	
	事務局長	金井 泉
	次長	織田 秀雄
	事務局	滝澤友一郎
	事務局	田中 章子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について
	議案第5号	農用地利用集積円滑化事業規定の変更承認について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 本庁舎2階 全員協議会室

依田代理

皆さんこんにちは。本日の欠席者は2名です。時間になりましたので始めます。これより第4回農業委員会定例総会を開催します。会長挨拶。

議長

皆さんこんにちは。梅雨明けが発表されましたが、明けた途端にまた梅雨に入った様です。何かと忙しい時にお集まりいただき、ご苦労様です。最近の政治状況を見ますと、迷走している台風の様で心配しています。我々の農業委員会はきっちりと審議し、東御市の農業を前へ進めて行きたいと思しますので、委員各位のご協力をよろしくお願い致します。

それでは議事録署名委員の指名ですが、本日は10番の柳澤委員、11番の荒木委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案についてご説明させていただきます。3条は今月3件有ります。

まず番号1です。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。譲渡人の〇〇さんが高齢のため、耕作が出来ないという事です。場所は〇〇です。譲受人の〇〇さんは〇〇にお住まいですが、元々〇〇に実家がある方で、週1回ほど実家に通って来ています。下限面積も満たしているので、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。こちらは契約内容が地役権設定です。今回5条の番号4で、〇〇さんが住宅建設の申請をされています。その住宅に引く水道管を、〇〇さんの農地の地下に埋設するための、地役権設定の申請です。

続いて番号3です。譲受人が〇〇の〇〇さん、譲渡人は2名の共有名義になっています。このお二人はこの農地を相続されました。譲受人の〇〇さんは、〇〇から実家がある東御市に戻って来ました。これからはここで農業をしたいという希望が有り、今回の申請となりました。下限面積も満たしているので、特に問題はないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それではこれより担当委員の説明に入ります。まず番号1の案件につきまして、依田会長代理より説明をお願いします。

依田代理

それでは説明します。元々自作農特別措置法という法律がありました。申請地は、その法律に基づいた政府売渡地でした。昭和〇〇年に現在所有の〇〇さんの所有になりました。その前の所有者が譲受人の〇〇家の所有だったという事で、買戻しをする事になりました。現在の所有者も高齢になり、土地を譲ってもよいという事になりました。現在は竹林になってい

ます。申請地の周りの土地も竹林になっていて、畑に戻すには容易ではないので、当面竹林を整備して筍を栽培していきたいという事です。できれば、以前は〇〇家の土地だった周りの土地を買い戻し、全体を畑として復元したいという申請です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号2の案件につきまして、小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員

お願いします。地図の2ページと、5条申請と関連があるので、15ページ、16ページをご覧ください。場所は譲渡人の自宅の裏地です。〇〇から〇〇に行く市道にある、〇〇のバス停から80メートルほど下がった所にあります。幅が〇〇メートル、長さ〇〇メートルの農地です。この後5条申請がありますが、それと関連する案件です。〇〇さん所有の農地を譲り受け、住宅を建設するにあたり、そこまでの水道管を通すために、隣接する公道ではなく、〇〇さん所有の畑に埋設することで利便性を高める事ができます。よって、地番〇〇と地番〇〇を要役地、地番〇〇を承役地としての地役権設定の申請です。問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊重昭委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員

地番〇〇という土地は、もともとこの長細い形であったのですか。

事務局

〇〇さんが今回のために分筆しました。

渡邊委員

わかりました。

議長

ほかにありますか。

特にないようですので、裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。場所は地図の3ページをご覧ください。地図の上の方に〇〇があります。〇〇から1.5キロメートルほど〇〇の方に上り、最初の十字路を左に曲り、50メートル行った所を更に50メートル入った所が申請地です。譲受人の〇〇さんは現在、〇〇から週末に〇〇に通って管理をしています。来年の3月の退職を機に故郷に戻り、農業に従事したいという事です。申請地は現在竹がはびこっていますが、自宅の隣接地でもあるので、現状回復して野菜などを作りたいとの事です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。4条は2件です。

まず番号1です。場所は〇〇の〇〇の東側です。5条の番号5と関連があります。申請地に隣接して申請人の住宅がありますが、その南側が畑です。その部分を今回、住宅敷地を広げたいという事で申請が出ています。都市計画の用途区域内ですので3種農地に該当します。特に問題ないと判断しました。

続いて番号2です。場所は〇〇の、〇〇との境にあります。申請事由は駐車場敷地です。申請人は〇〇の〇〇さんです。申請地の近くに〇〇という会社があり、この会社の従業員の貸駐車場にしたいという申請です。農地区分は2種農地ということで、周辺に農地がないので問題ないと判断しました。4条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1

の案件について、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。場所は〇〇の〇〇の隣です。申請人の〇〇さんの自宅がありまして、国道との間にブドウ畑と〇〇坪ほどの空き地があります。後ほど5条の申請でもありますが、ブドウ畑を〇〇の駐車場として、貸してもらいたいという意向があります。4条の申請地はご自分で住宅敷地として申請する事にしました。問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号2の案件について、依田会長代理に説明をお願いします。

依田代理

それでは地図の7ページ、8ページをご覧ください。申請人の〇〇さんは〇〇関連の会社に勤めています。〇〇にお住まいですが、息子さんは大規模な農業をされているので、こちらでも農業をしようと取得した農地です。元々鉄骨ハウスがあった所で、ハウスは撤去しましたが、土台のコンクリートなどが埋設してあり、それを整理するには費用がかかることが分かりました。それでもなんとか畑に還元しようとしていた所、〇〇と〇〇から従業員の駐車場に貸してほしいという話がありました。〇〇さんも農地を手放すより駐車場にした方が良いと判断し、今回の申請になりました。現地を確認しましたが、公道に挟まれ、周りも工場団地化されている中の土地なので、駐車場にする事も止むを得ないのではないかと判断しました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

3号議案について説明します。

計画変更1と番号1は関連があるので一括で説明します。まず計画変更の1は、当初〇〇さんから〇〇に、太陽光発電敷地と資材置場、通路敷地として5条申請で転用許可がおりています。それがこの度変更になり、アパートと駐車場敷地にしたいという申請です。本申請1をご覧ください。アパートと駐車場で建築面積が〇〇平方メートル。申請人も会社から個人に名義を変更したいという申請です。場所は地図の9ページをご覧ください。中央の道路を北側に行くと、〇〇です。10ページの公図をご覧ください。2筆の申請地の南側の地番〇〇は通路になっています。通路の左右は宅地分譲で〇〇が許可を得ているので、接道については問題ありません。

続いて番号2です。こちらも〇〇の申請です。こちらは建売住宅2棟の申請です。11ページの地図をご覧ください。場所は〇〇です。変則の7差路から北西に上った所です。地番〇〇の上下に接道が取れているので、建築基準法では特に問題はありません。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇に住んでいて、土地の管理に困っていたところ、今回の話がありました。都市計画の用途指定はありませんが、周りが住宅街になっているので、問題ないと判断しました。

続いて番号3です。同じく〇〇〇〇の申請ですが、アパート2棟と駐車場を、〇〇の〇〇に建設したいという申請です。先ほどの番号1の申請地から、グリーンパーク通りを南に下った所にあります。譲渡人の〇〇さんは高齢で耕作できないので、今回の申請になりました。場所は都市計画の用途地域の3種農地で、周辺に農地もなく宅地化されているので、問題ないと判断しました。

続いて番号4です。こちらは3条の番号2にあった、地役権設定と関連しています。16ページの公図をご覧ください。こちらの2筆に譲受人の〇〇さんが、住宅を建築したいという申請です。こちらも集落に接続しているので、特に問題ないと判断しました。

次に番号5です。こちらも先ほどの4条の番号1と関連があります。場所は〇〇の〇〇の東側です。〇〇の駐車場の拡張のため、4条での申請地の南側の農地を、〇〇さんが〇〇さんから使用貸借権を設定し、転用する申請です。こちらも都市計画の用途区域、準居住地域に該当し、周辺に農地もないので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号6です。こちらは〇〇が駐車場の拡張をする申請です。〇〇の案件は先月もありましたが、東御市に事業所を移転する事になり、駐車場が不足していて困っていたので、今回の申請地を駐車場に転用する事になりました。こちらも都市計画の用途区域の指定があるので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号7です。以前にこの申請地の南側の土地を、住宅建設のため

に5条の申請がありました。面積も〇〇平方メートルとわずかで、現在も譲受人の〇〇さんの宅地の一部になっています。そこが〇〇さんの所有になっていたのも、今回正式に名義を変える事にしました。こちらも第1種低層住居専用地域ですので、問題ないと判断しました。

続いて番号8です。太陽光発電の申請です。場所は〇〇の旧道沿い南側です。先月の案件で、譲渡人の〇〇さんのお宅の、残地の登記を変更したいという申請がありましたが、その土地の南側の残地です。この土地に、〇〇が太陽光発電をするという申請です。24ページの公図をご覧ください。申請地の南側の土地を、以前〇〇が太陽光発電敷地に転用し、発電を行なっている土地です。道を挟んですぐの北側にパネルを設置して太陽光発電をする申請です。こちらは工業地域という事で3種農地に該当します。

最後に番号9です。こちらは5月に〇〇が、この申請地の隣地の転用を申請していますが、今回は資材置場の申請です。〇〇はリサイクル業をされており、鉄くずなどを置くための場所です。こちらも工業地域で3種農地ですし、周辺に農地もないので特に問題ないと判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1と番号1の案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

よろしくをお願いします。まず、計画変更については、施工業者が倒産したという事で、太陽光発電事業を断念せざるを得なかったという事です。場所は〇〇の信号から下がって来た所です。申請地の西側は水田になっていますが、耕作者には説明と了承を得ています。南側に関しては、宅地化が進んでいるので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1と番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更1と番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号2の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

説明します。場所は地図の11ページ、12ページをご覧ください。県道田沢大屋線の、〇〇のバス停から200メートルほど下がった所に、7差路があります。そこから北西に200メートルほど行き、北に50メー

トルほど入った右側の、〇〇平方メートルほどの土地です。ここは周辺が住宅地になっており、上下水道も通っている道路に面しており、特に問題はありません。譲渡人の〇〇さんは、現在〇〇在住の会社員です。譲受人の〇〇は、ここに2棟の建売住宅を建設予定です。〇〇年ほど前にも申請地の北側に、4棟建て売り分譲しており、実績もあります。隣接同意確認もされており、特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号3の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。場所は〇〇の西側です。申請地は現在クルミ畑になっています。譲渡人の〇〇さんは高齢のため耕作できないので、今回〇〇の〇〇さんを買ってもらいたいと話をしましたところ、〇〇も意向を理解して、アパート経営をする事にしました。周囲もほとんど住宅になっていて、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて、番号4の案件について、小山肇治委員に説明をお願いします。

小山委員

それでは説明します。場所は地図の15ページ、16ページをご覧ください。譲渡人の〇〇の住宅に隣接する果物畑です。周囲が宅地になっているので、転用は問題ないと思います。水道は埋設されていませんが、公共下水道は道路に埋設されているので、排水は問題ありません。申請地の北側は、〇〇のブドウ畑になっていて、農薬飛来、SSの音が心配されますが、譲受人は了承しているという事ですので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号5の案件について、花岡委員に説明をお願いします。

花岡委員 それでは説明します。4条の番号1の案件と関連があります。〇〇の〇〇の東側に〇〇さんのブドウ園があります。以前、ブドウ園で行う消毒が〇〇の駐車場の車にかかり、〇〇さんと〇〇さんとの間でトラブルになった事もあったようです。今回、〇〇が店内で飲食が出来る施設を増築するため、駐車場を拡張したいという申し出が〇〇さんからありました。〇〇さんも高齢ということもあり、ご子息とも相談の上、今回の申請となりました。お互いにとって良い解決方法ではないかと思えます。周囲への影響も無いと思えます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号6の案件について、小川委員に説明をお願いします。

小川委員 お願いします。場所は地図の19ページ、20ページをご覧ください。国道18号線の〇〇の交差点から南に下った道沿いの、〇〇です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇です。〇〇が最近、道を挟んだ隣接地に移転されたので、駐車場が必要になり、今回の申請となりました。この地域は工業専用地域であり、申請地も休耕地になっていました。周辺も工場であり、周辺の農地への影響もありません。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号7の案件について、依田隆喜委員に説明をお願いします。

依田委員

お願いします。場所は地図の21ページ、22ページをご覧ください。〇〇の〇〇の南側です。以前、申請地に隣接する地番〇〇を宅地転用しました。測量を始めた所、〇〇さん宅との間の土地の地目が畑のままになっていました。現在は〇〇さん宅の庭の一部になっていますが、今回を機に地目変更をする事になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号8の案件について、花岡委員に説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。場所は地図の23ページ、24ページをご覧ください。〇〇の南側、旧道を少し入った所に〇〇さんのお宅があります。今回、自宅の売却に伴い、南側に隣接する農地の売却を考えていました。申請地の南側の土地では、〇〇が太陽光発電をされていて、知り合いでもあったので、売却の話がまとまりました。〇〇は太陽光発電に精通されている企業でもあり、クレーム等も少ないと聞いています。パネルの設置も出来るだけ中央に置き、道沿いには置かないという事で、降水対策を整えています。隣接地も〇〇の土地でもあり、問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号9の案件について、依田隆喜委員に説明をお願いします。

依田委員

お願いします。場所は〇〇南側です。〇〇の信号から南に下ると、〇〇があります。5月に申請地に隣接する〇〇さんの土地である、地番〇〇と

地番〇〇を、テント式倉庫として利用する申請がありました。今回はその西側の土地です。申請地は〇〇さん所有の農地です。〇〇さんは現在〇〇にお住まいで、申請地について耕作できずに困っていました。そんな時、〇〇より申し出があったので、承諾したという事です。〇〇は資材置場と通路として利用したいという事で、今回の申請になりました。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号に入ります。農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当

それでは説明します。資料8ページから9ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて、合計33,270㎡です。内訳は、田が8,091㎡、畑が25,179㎡です。補足しますと、1番は先ほど3条の申請にあった〇〇さんで、家族間での貸し借りです。9番と10番について補足します。農地を借りる〇〇さんは住所が〇〇になっていますが、既に〇〇でワイン用ブドウを〇〇年間栽培されています。ご家族の都合で一時的に住所を〇〇にしていますが、近日中に東御市に住所を変える予定です。圃場も引き続き再設定で借りる予定です。続いて10ページは所有権移転です。合計2件、5筆で、合計が11,588㎡の移転です。7月の全体の件数は13件、26筆です。内訳は、新規が6件、再設定が5件、所有権移転が2件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今、農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら、出して頂きたいと思います。

それでは特にないようなので、裁決に入ります。4号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて議案第5号、農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について、事務局より説明をお願いします。

担い手支援係

引き続き説明します。議案書の11ページをご覧ください。信州うえだ

